

令和5年度 札幌市立向陵中学校

部活動振興会 総会資料

【資料内容】

- (1) 令和5年度役員一覧
- (2) 令和4年度会計決算報告
- (3) 令和4年度会計監査報告
- (4) 令和4年度部活動振興会 活動費報告
- (5) 令和5年度 活動計画（各部指導者一覧含む）
- (6) 活動会則
- (7) 活動規約
- (8) 活動細則
- (9) 令和5年度予算案

札幌市立向陵中学校 部活動振興会
令和5年度役員

会長	田頭 理
副会長	早川 由美子
副会長	巽 亜矢子
副会長	多田羅 麻衣子
副会長	保格 諭
会計監査	大月 真弓
会計監査	吉崎 有紀子
事務局長	光石 和馬

令和4年度 札幌市立向陵中学校 部活動振興会 決算書

(収入の部)

項 目	令和4年度予算額	令和4年度決算	増減	摘要
会費	2,772,000	2,862,000	90,000	4,500円×636人
雑収入	0	11	11	銀行利息
繰越金	191,177	191,177	0	
合 計	2,963,177	3,053,188	90,011	

(支出の部)

項 目	令和4年度予算額	令和4年度決算	増減	摘要
大会参加費	580,000	572,180	7,820	
指導補助費	690,000	690,000	0	24,000円×28人 3,000円×6人
事務費	5,000	5,000	0	
活動費	1,287,000	1,288,887	-1,887	2,200円×585
備品費	100,000	179,504	-79,504	
全道・全国大会参加費	200,000	110,700	89,300	
スポーツ保険	49,890	49,890	0	スポーツ安全保険
返金				
予備費	51,287	26,444	24,843	
合 計	2,963,177	2,922,605	40,572	

総収入額	総支出額	=	残金
3,053,188	2,922,605	=	130, 583

上記の通り、報告いたします。

令和 5年 3月 7 日

札幌市立向陵中学校 部活動振興会

会計

上総真裕子



監査の結果、上記の通り相違のないことをご報告いたします。

令和 5年 4月 /2 日

札幌市立向陵中学校 PTA

渡邊 浩世



札幌市立向陵中学校 PTA

印

諸事情により 2 回目の監査は 1 名での実施となりました

(様式2) 監査報告

令和4年度 札幌市立向陵中学校 部活動振興会費 会計監査報告

令和4年度 部活動振興会費会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 5年 4月 12日
- 2 会計監査対象 令和4年度 部活動振興会費会計
- 3 監査対象書類 2に係わる金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和5年 4月 12日

監査委員

渡邊 浩世



監査委員

印

令和4年度部活動振興会 活動費 報告		
部活名	摘要	支出
野球	スポーツショップワタナベ杯中央区軟式野球春季大会 参加費	68,200
	ボール、コールドスプレー 他	
	スポーツショップワタナベ杯中央区軟式野球秋季大会 参加費	
サッカー	JFA 監督登録料	67,528
	ディスクマーカー、ホワイトボード 他	
	サッカーボール	
	キーホルダー	
ソフトテニス	メディカルバッグ代 他	87,507
	ボール	
	ソフトテニスインドア選手権大会参加料	
	札幌スポーツ館杯参加料	
	他、大会参加費	
陸上競技	北海道ハイテ AC 杯陸上競技選手権大会参加料リレー他	94,600
	春季札幌中学校陸上競技大会参加料 他	
	第53回北海道中学校陸上競技大会プログラム他	
	他、大会参加費	
	審判登録料	
	バトン	
	キネシオ	
男子バスケット	アイスバッグ 他	61,600
	バスケット他	
	1年生大会、トップリーグ参加費	
	ハンドループセット 他	
女子バスケット	1年生大会参加費	39,600
	バスケットボール 他	
女子バレーボール	ジョイントマット	37,396
	ボール 他	
卓球	ニッタク J トップクリーントレ球 10 打箱他	140,000
バドミントン	協会登録料	138,538
	ラケットショップスガワラ杯 参加料	
	シャトルコック	
	スポーツ館杯争奪札幌地区バドミントン団体戦参加費	

科学	炎色反応実験セット	142,600
	キャンパスノート、シャーレ 他	
	ニクロム線	
	簡易真空容器 他	
	すず、ビスマス、レプトミン 他	
美術	クロッキブック 他	211,118
	つや出しニス ロール画用紙	
	樹脂粘土 他	
	小型粘土のべ棒 他	
	樹脂粘土 他	
	ポスター、案内チラシ印刷代	
吹奏楽	クラリネットリード代	114,400
	テナーサックスリード代	
	バスクラリネットリード代	
茶道	お菓子代	85,800
	和生（梅一輪）	
	色紙、清掃グッズ 他	
	菱盆、杉窯据 他	
	懐紙	
	抹茶菓子	
	抹茶	

※部活動指導者費として、試合や練習試合などの校外での活動の交通費、部活動の指導や試合に関わる物品の購入費として常設部のスポンサーに 24.000 円、特設部のスポンサーに 3.000 円を支出しています。

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 令和5年度 活動計画

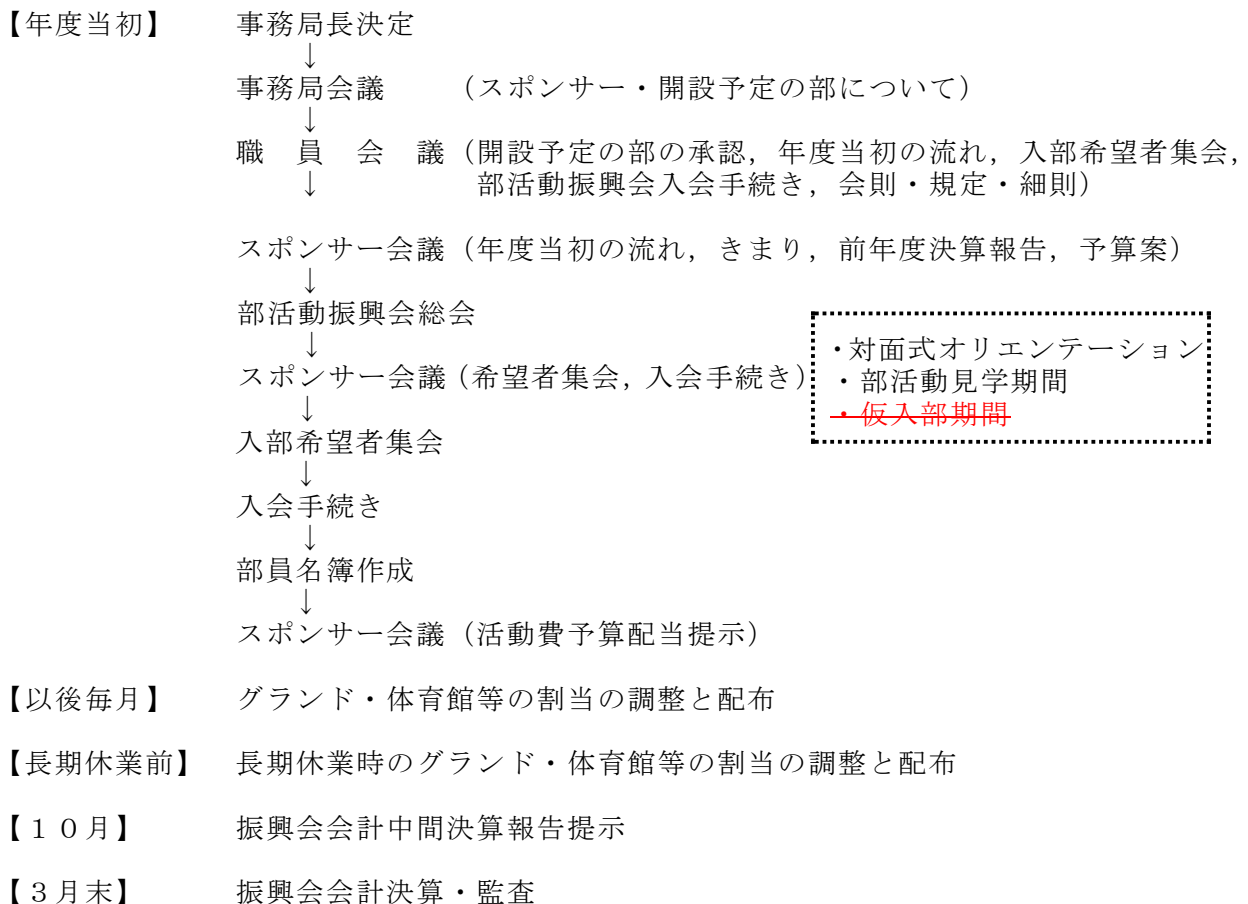
1 目 的

学校教育の一環として行い、指導者による計画的、継続的な活動を通して、健全な心身の発達を促し、自主独立・明朗闊達な「強くたくましく文化的な向陵健児」の育成をはかる。（規約より）

2 業務内容（事務局）

- (1) 入部希望調査及び入部希望者集会の開催
- (2) 部活動振興会入会手続き事務（入部手続き事務）
- (3) 部活動振興会予算立案・執行・決算
- (4) 市費予算立案・執行・決算
- (5) 指導者（スポンサー）会議の主催
- (6) 部活動規約・細則の制定と見直し
- (7) 部長会議の開催
- (8) 学校施設（グラウンド・体育館等）の使用割当
- (9) 各種賞状の整理
- (10) 各部の活動記録の集約
- (11) ロッカー等共用備品の管理

3 業務の年間の流れ



4 その他

部活動に関わる「きまり」は、「向陵中学校部活動活動規約」及び「同細則」に別途提示する。

5. 部活動振興会事務局業務内容と分担

業務内容	担当
入部希望調査及び入部希望者集会の開催	事務局長、事務局次長 体育系担当、文化系担当
部活動振興会入会手続き（入部手続き事務）	事務局長、会計担当
部活動振興会予算案立案・執行・決算	会計担当
市費予算立案・執行・決算	会計担当
指導者（スポンサー）会議の主催	事務局長、事務局次
部活動規約・細則の制定と見直し	事務局長、事務局次
部長会議の開催	事務局長、事務局次
学校施設（体育館）の使用割当	体育系担当
学校施設（グラウンド等）の使用割当	事務局長
各種賞状の整理	体育系担当
各部の活動記録の集約	事務局長
ロッカー等教養備品の管理	体育系担当、文化系担当

6. 今年度開設部・指導者（スポンサー）一覧

■体育系（9）

部活動名	スポンサー
野球	高橋先生、滝澤先生
サッカー	日沼先生、其田先生
ソフトテニス	木下先生、佐川先生
陸上競技	廣瀬先生、西海先生
男子バスケットボール	飯嶋先生、渡邊先生
女子バスケットボール	光石先生、高島先生
女子バレーボール	上總先生、今先生
卓球	田尾先生、西澤先生
バドミントン	高山先生、溝渕先生

■文化系（4）

部活動名	スポンサー
美術	安藤先生、福井先生
吹奏楽	田中先生、阿部先生
茶道	丹保先生
科学	田口先生、徳武先生

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は「札幌市立向陵中学校部活動振興会」と称し、事務局を同校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は札幌市立向陵中学校部活動の援助・後援を通し、生徒の健全な心身の発達を促進することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 部活動の援助及び部活動振興のための活動。
(2) その他この会の目的達成に必要な事業。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会は、会の目的に賛同する札幌市立向陵中学校生徒の保護者をもって会員とする。

第 5 章 会 議

第 5 条 この会の会議は、総会、役員会とする。

第 6 条 1. 総会はこの会の最高決議機関で、役員及び全会員で構成し、毎年4月に開き、会長が召集する。また、役員会が必要と認めたときには臨時に開くことができる。
2. 総会は次の事項について審議する。
(1) 事業及び決算報告並びに監査結果の報告の承認に関する事項
(2) 事業計画及び予算に関する事項
(3) 役員の選出
(4) 会則の改正
(5) その他必要事項

第 7 条 1. 役員会は役員及び事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
2. 役員会は、この会の事業運営に関すること及び総会から委託されたことの執行にあたる他、次の事項について審議する。
(1) 事業運営の基本に関する事項
(2) 補充役員の選出及び事務局員の委託に関する事項
(3) 総会議案の準備
(4) 細則の作成
(5) 会費等の臨時徴収
(6) その他総会に対して責任を負うべき事項

第 6 章 役員及び顧問

第 8 条 この会には次の役員をおく
(1) 会 長 1 名 (P) (2) 副 会 長 若干名 (P・T)
(3) 会計監査 2 名 (P) (4) 事務局長 1 名 (T)

第 9 条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。
(1) 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理をつとめる。
(3) 会計監査はこの会の会計を監査する。
(4) 事務局長は会の運営・推進にあたるほか、庶務及び会計に関する会務を処理する。

第11条 この会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 7 章 事 務 局

第12条 1. この会の会務を処理するため、事務局に事務局長及び会長に委嘱された局員若干名をおく。
2. 局員は事務局長のもとに庶務及び会計に関する事務を処理し、諸会議の準備をする。
3. 事務局員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第 8 章 会 計

第13条 この会の活動に必要な経費は、会費・助成金・その他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 雑 則

第15条 この会の規約の改正は総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

第16条 この会の業務を遂行するために必要なときは細則を定めることができる。

付 則 この会則は昭和54年4月から実施する。
昭和49年4月 施行
昭和51年4月 改正
昭和54年4月 改正

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 活動規約

1 目 的

学校教育の一環として行い、指導者による計画的、継続的な活動を通して、健全な心身の発達を促し、自主独立・明朗闊達な「強くたくましく文化的な向陵健児」の育成をはかる。

2 位置付け

部活動は学校教育課程の基準として示されてはいないが、学校管理下で計画実施される生徒の健全育成のための教育活動である。

3 部活動の設置の条件（成立、新設、廃止）

- （１）部の成立と新設： ・原則として、年度当初参加希望生徒が１０人程度いて、かつ指導者になることを受諾する教師がいる場合とする。
- （２）部の廃止： ・指導者がいなくなった場合。
・参加生徒が減少し、活動が困難になった場合。

※（１）（２）については、部活動指導者会議で検討の上、職員会議で承認後、決定する。

4 指導者（スポンサー）について

- （１）部活動についての意義を認め、好意を持って指導にあたることを了承した本校教師であること。ただし、役員会、職員会議の承認を得て、外部指導者を置くことができる。
- （２）指導者は常に活動場所にいて、指導・監督にあたることを原則とする。しかし、やむを得ず活動場所を離れる時は、緊急事態に対応できる状態にあること。
- （３）指導者は部長と連絡を密にし、部員の生活指導を徹底する。（態度・下校中の行動等）
- （４）随時、指導者会議等に参加し、活動上、生活上の各部の問題点を討議し、共通理解を深める。
- （５）休日に活動を行う場合は「学校施設利用届」、校外で活動を行う場合は「校外活動届」を事前に教頭に提出し、学校長の許可を得ること。なお、月末には「部活動整理簿」にその月の休日の活動を記入し事務局まで提出すること。

5 指導者（スポンサー）会議

- （１）部活動指導者会議は、各部指導者、生徒指導部部活動担当者、及び教頭で構成する。
- （２）部活動の運営に関わる事項及び諸問題については、指導者会議で協議し、職員会議で了承を得る。運営の連絡調整や事務的な事項は事務局が行う。

6 活動に関わる費用（予算）

- （１）活動に関わる諸経費（備品・消耗品等）の予算は「市費」と「部活動振興会費」から、振り分けて割り当てる。詳細については年度の始めに事務局が指導者会議にて提示する。
- （２）消耗品予算の不足分やユニフォーム代については、部の実態に応じて生徒から部費として徴収することができる。この場合、必ず学校長の許可を得ること。

7 向陵中学校部活動振興会

- （１）受益者負担の原則で、入部するもの、趣旨に賛同するものが年会費4,500円を納めるものとする。
- （２）予算については、年度当初に係で検討した上、指導者会議で協議し、職員会議を経て、部活動振興会総会で承認するものとする。
- （３）決算については、事務局が年度途中で中間決算をし、執行状況を指導者へ報告する。年度末に決算をし、PTAによる監査を行う。

8 活動に関わる約束

- （１）活動のきまりは向陵中学校の「生活のきまり」「生徒心得」に規制される。
- （２）次の項目については別途提示する。
 - ・活動期間 ・活動日 ・活動時間 ・活動場所 ・施設用具の使用
 - ・活動時の服装及び飲食について ・入部・転部の手続き ・その他

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 活動細則

- 1 活動のきまりは向陵中学校の「生活のきまり」「生徒心得」に規制される。
- 2 各部の活動期間は通年とし、活動日・活動時間は原則として次の通りとする。
 - (1) 活動する日は、指導者の指示による。
 - (2) 平日の活動時間は …〈通年〉清掃終了後～18:30(19:00下校完了)
 - (3) 休日の活動時間は …〈通年〉 7:30～16:00(16:30下校完了)
※休日の活動については、大会や遠征などにより時間外に行うこともある。
 - (4) 朝練習の活動時間は …〈通年〉 7:00～ 8:10
 - (5) 完全下校時(職員会議及び研修会など)は一旦下校し、16:45以降に再登校する。(16:45以降に校舎に入ること。)
 - (6) 個人懇談期間中の活動時間は、16:45～18:30(19:00下校完了)とする。
 - (7) 旅行の行事・体育的行事の当日および回復日の活動は中止する。また、その他の行事にともなって中止することもある。(事務局が提示する)
 - (8) 定期テスト1週間前から活動を中止する。ただし、日曜日を挟んでのテストの場合は、その週の月曜日から活動を中止する。なお、大会等(練習を含む)で活動がどうしても必要な場合は、特認願(保護者向け)を事務局に提出し、事務局を通じ職員の了解を得て活動する。
- 3 活動場所
 - (1) 文化系は原則として指定された教室または活動場所で活動する。
 - (2) 体育系の体育館・グランド・格技場の割り当ては、指導者会議で決定する。
 - (3) 本校舎1・3・4階の廊下、東・西階段(1階～4階)、新校舎廊下については、次の条件で活動してもよい。
 - ①ランニングは、本校舎1・4廊下、新校舎1～3階廊下のみ認める。ただし、使用は、原則16時45分以降とする。なお、本校舎3階の使用については、~~ストレッチ等とする。(ダッシュ・ランニング禁止。)~~
 - ②ボールは使用してもよいが、スポンサーの許可を得てから行うこと。また、ラケットの使用については、禁止とする。
 - ③会議や委員会活動に支障がないように、活動する。(特に新校舎の使用については注意する)
 - (4) 着替えは、清掃終了後、更衣室または指導者が指定した場所で行い、トイレでの更衣は禁止する。
- 4 施設・用具
 - (1) 使用した場所はきちんと清掃し、もとの状態に復元して下校する。
 - (2) 原則として、体育科の用具は使用しない。
 - (3) 各部のロッカーは整理整頓、衛生に気を配り、鍵の保管を確実にする。
- 5 所持品・昼食
 - (1) 生徒の練習着は学校体育時の服装かユニフォームを原則とする。登下校時にジャージを着用する場合も同様とする。
 - (2) 持ち物は必ず活動場所へ持っていく。
 - (3) 校舎内で部員が昼食をとる場合、原則として、ミーティング教室を使う。必ず指導者の指示に従って、家庭から持参の昼食をとる。また、後始末をしっかりと行い、ゴミは持ち帰る。
 - (4) ペットボトルは禁止とする。~~また、平日に飲み物を持ってくるのも禁止とする。~~
 - (5) 携帯・財布などを持ってきた場合には、スポンサーに必ず預けること。
- 6 登下校・家庭との連絡
 - (1) 活動が終了したら直ちに下校する。途中の寄り道、買い食いはいししない。
 - (2) 家庭には、あらかじめ部活動の活動日・時間を連絡しておく。
 - (3) 自転車登校は禁止する。
- 7 入部・転部・退部手続き
 - (1) 各部に入部を希望する者は、年度始めに「入部届」に必要事項を記入し、入部の許可を受ける。この際、部活動振興会へも同時に加入手続きをすること。
 - (2) 参加手続の期間は1ヶ年とし、更新を原則とする。
 - (3) 転退部については原則として認めない。やむを得ず転退部する場合は、学級担任と指導者と保護者と相談の上、決定する。(決定後は、事務局まで報告する。)
- 8 その他
 - (1) 部活動を優先するあまり、学級活動・生徒会活動を怠ることのないように心がける。ただし、平日の16時45分以降および休日は部活動を優先する。
 - (2) 年度の終わりには、部活動の反省のための指導者会議を開くこととする。
 - (3) 部として「本規約」に違反したり、著しく活動状態に乱れが生じた場合、生徒指導部と指導者の協議のもと、活動停止やその他の処置をとる。また、必要に応じて指導者会議で協議し、処置を決定する。

※4月6日の指導者会議において実情に合わせ、2点変更いたしました。

令和5年度 札幌市立向陵中学校 部活動振興会 予算(案)

(収入の部)

単位(円)

項目	令和4年度予算	令和4年度決算	令和5年度予算(案)	予算増減	摘要
会費	2,772,000	2,862,000	2,835,000	63,000	4,500円×650人
雑収入	0	11	0	0	銀行利息
繰越金	191,177	191,177	130,583	-60,594	
合計	2,963,177	3,053,188	2,965,583	2,406	

(支出の部)

単位(円)

項目	令和4年度予算額	令和4年度決算	令和5年度予算(案)	予算増減	摘要
大会参加費	580,000	572,180	620,000	40,000	各種大会参加費
指導補助費	690,000	690,000	666,000	-24,000	24,000円×27人 3,000円×6人
事務費	5,000	5,000	5,000	0	
活動費	1,287,000	1,288,887	1,320,000	33,000	2,200円×630人
備品費	100,000	179,504	100,000	0	
全道・全国大会参加費	200,000	110,700	150,000	-50,000	
スポーツ保険	49,890	49,890	51,740	1,850	スポーツ安全保険
予備費	51,287	26,444	52,843	1,556	
合計	2,963,177	2,922,605	2,965,583	2,406	